

第5章 がん対策を推進するための 各主体の役割

1 県民の役割

がん対策基本法第6条においては、「国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない。」とされています。

また、大分県がん対策推進条例第5条においては、「県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めるものとする。」とされています。

県民は、喫煙、食生活及び運動等の生活習慣とがんとの関係についての知識を得ることに努め、行動するとともに、がん検診を定期的に受診するように努めることが期待されています。

また、県民には、以下の努力が望まれます。

ア がん医療が医療従事者とのより良い人間関係を基盤として成り立っていることを踏まえ、相互に信頼関係を構築することができるように努めること。

イ 医療従事者と協力して治療を進め、治療内容について、医療従事者と共有できるようにすること。

ウ がん対策において担うべき役割として、医療政策決定の場に参加し、行政機関や医療従事者と協力しつつ、がん医療を変えよとの責任や自覚を持って活動していくこと。

また、患者団体は必要に応じて議論を重ね、より良い医療体制を実現するために連携して行動すること。

エ がん医療における、かかりつけ医、専門的な治療を行う医療機関などの役割を理解し、適切な受療行動を取ること。

2 医療機関等の役割

(1) 医療機関

がん診療連携拠点病院・協力病院

大分県内におけるがん対策の拠点として、自らより専門的な治療を行うとともに、地域における連携体制の構築や医療従事者等の研修、相談支援センターでの相談・支援、がんの普及啓発・情報提供などに積極的に取り組み、県全体のがん医療水準の向上を図ることが必要です。

地域の医療機関

地域における医療機関がそれぞれの役割に応じて、拠点病院等と連携体制を構築するとともに、手術療法、放射線療法、薬物療法及び緩和ケアなどの研修に参加するなど、がん対策に積極的に取り組み、地域全体のがん医療水準の向上を図ることが必要です。

医療提供施設等

歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等はがんに対する正しい情報の発信と、がん患者及びその家族の不安や疑問に対する適切な対応に努める必要があります。

(2) 検診機関

質の高い検診を提供できるよう、検診精度の向上や受診しやすい環境整備などに努めるとともに、検診受診率の向上やがん予防のための啓発などに努める必要があります。

(3) 事業者、健康保険組合等

がんの予防に資する生活習慣病の改善やがんの早期発見のためのがん検診の重要性を認識し、従業員等の生活習慣改善及びがん検診の受診の促進に努める必要があります。

また、がんについて正しく理解し、従業員等ががんになっても働き続けることができる職場環境づくりも必要です。

3 行政の役割

(1) 県

がん対策基本法第4条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。また大分県がん対策推進条例第2条では「県は、国、市町村、保健医療機関並びにがん患者及びその家族で構成される団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関し、本県の特性に応じた施策を策定し、実施するものとする。」とされています。

県は、県民、保健・医療等の関係者や大学、関係団体、市町村等と協働して、大分県におけるがん対策を総合的かつ計画的に推進します。

今後は、この推進計画による取組を進めていくこととなりますが、がんをめぐる状況変化を的確に捉え、目標の達成状況の把握と効果に関する評価を行い、必要があるときは、計画期間が終了する前であっても、これを変更することとします。

(2) 市町村

大分県がん対策推進条例第3条では「市町村は、県、保健医療機関及び関係団体等と連携し、がんの予防及び早期発見に関する施策の推進に努めるものとする。」とされています。

がんの早期発見を推進するために、がんの知識や検診の必要性等について普及啓発を行い、がん検診受診率の向上に努めるとともに、精度の高いがん検診を実施し、事業評価を行う必要があります。

また、市町村健康増進計画に基づく生活習慣の改善やがん予防対策など、基本法及び健康増進法に基づき、自主的かつ主体的に地域の実情に応じて、積極的ながん対策に取り組む必要があります。

4 各協議会の役割

(1) 大分県がん対策推進協議会、専門部会

大分県がん対策推進条例第10条では、大分県がん対策推進協議会を置き、「大分県がん対策推進計画の策定及び変更に関し、知事の諮問に応じて答申すること」、「がん登録等の推進に関する法律施行令の規定により意見を述べること」、「大分県のがん対策に係る重要な事項に関し、知事の諮問に応じて答申すること」等を行うこととされています。

また、大分県がん対策推進協議会規則第3条において、「協議会はその定めるところにより、部会を置くことができる。」とされており、現在、がん検診精度管理部会、計画策定部会が設置されています。

協議会は、がんに関する学識経験がある者、個人情報保護に関する学識経験がある者、がん患者団体の代表等で組織されています。

(2) 大分県がん診療連携協議会、専門部会

がん診療連携拠点病院の整備に関する指針に基づき、大分県がん診療連携協議会が大分大学医学部附属病院に設置されています。

がん診療連携拠点病院、大分県がん診療連携協力病院、大分県の二次医療圏における中核的な病院の代表等が委員となり、組織されています。

また、協議会では、がん診療に関する専門的事項を処理するため、研修専門部会、がん登録専門部会、クリティカルパス専門部会、医師派遣専門部会、情報提供・相談支援専門部会、がん診療評価専門部会、緩和ケア専門部会の7つの専門部会が設置されています。